

**【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 各 1.5 点×20 題 30 点 (15 分)**

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄にマークしなさい。

1. グローバルサプライチェーンを最適化していく上で、EPA や FTA の活用は、ロジスティクスの改善と同様、重要な課題であるといえる。
2. EPA とは、Economic Partnership Agreement (経済連携協定) のことであり、2 国間あるいは多国間で、関税の撤廃や、知的財産や投資なども含めた経済の幅広い分野に関して締結する協定である。
3. EPA および FTA は、WTO (世界貿易機関) の補完的な役割を担うものとして登場した。
4. 2021 年 12 月現在、日 EU・EPA の加盟国は日本を含み 29 か国である。
5. 北米大陸では、メルコスール (MERCOSUR) が関税同盟として機能している。
6. 米国では関税分類に HS コードではなく、6 桁で構成される HTS コードを採用している。
7. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) から離脱したインドの RCEP への復帰については、原加盟国ではない他の国と同様に取り扱われる。
8. 複数国間の広域にわたる EPA を、メガ EPA という。
9. HS コードは HS 条約で国際的に統一された品目コードであり、加盟国間で解釈の統一が図られており、HS コードの解釈は国によって異なることはない。
10. 積送基準とは、協定相手国への輸送における原産性維持に係る基準のことをいう。
11. HS コードは 5 年毎に改訂されており、EPA を適用する際には、常に最新の HS コードを用いなければならない。
12. PSR で関税分類変更基準を適用する場合、救済規定としてデミニマスを用いることができる。
13. 協定国の原産品であることの証明手続きは主に、第三者証明制度、特定輸出者制度及び自己申告制度の三つである。

14. PSR を満たしていることを根拠づける書類として、非原産材料と製品の HS コードを対比する表があるが、このような対比表は関税分類変更基準を用いた際の根拠書類として有用である。
15. 付加価値基準には、控除方式、積立方式など、様々な付加価値の算定基準があるが、日 EU・EPA では控除方式を採用している。
16. 日米貿易協定では、PSR に加工工程基準を採用している。
17. 日 EU・EPA では拡張累積制度を採用している。
18. 日 EU・EPA において、製品がセットである場合、セットに含まれる全ての製品が原産地規則を満たすことを要求されるが、セットに含まれる非原産品の価額の合計が 15%以下であれば、当該セットは原産品と認められる。
19. TPP11 の実施区分の一つである「EIF」は、協定発効時の関税の即時半減を意味する。
20. 日米貿易協定に基づき日本へ貨物を輸入する場合、原産地証明手続で原産品申告書を提出する必要がある。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

次の記述について、①～⑫の ( ) 内に示した語句のうち正しいものを選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. 協定関税の撤廃・削減のスケジュールを調べる際、撤廃・削減のルールは、譲許表の① (A. Description B. Category) 欄の記載を確認する。
2. 完全生産品は② (A. WO B. PE) と表記される。
3. HS コードは上③ (A. 4 桁 B. 6 桁) まだが世界共通である。
4. HS コードの上 2 桁を類といい、上 4 桁を項といい、上 6 桁を④ (A. 号 B. 部) という。
5. 関税分類変更基準のうち、HS コードの上 2 桁レベルの変更を CC、上 4 桁レベルの変更を⑤ (A. CTH B. CTSH) という。
6. 付加価値基準の一つである Max NOM 方式で計算する際、製品の価額ベースは⑥ (A. CIF B. EXW) を用いる。
7. TPP11 の日本側譲許表の実施区分欄に「B5」と記載されている場合、関税が撤廃されるのは⑦ (A. 2021 年 4 月 1 日 B. 2022 年 4 月 1 日) である。
8. 日 EU・EPA の日本側譲許表の実施区分欄に「B5」と記載されている場合、関税が撤廃されるのは⑧ (A. 2022 年 4 月 1 日 B. 2023 年 4 月 1 日) である。
9. TPP11 における繊維製品の品目別規則 (PSR) では基本的に⑨ (A. 関税分類変更基準 B. 加工工程基準) を採用している。
10. 日 EU・EPA の付加価値基準において、⑩ (A. ロールアップ B. ロールダウン) が採用されている。
11. TPP11 では付加価値基準の算定方法に新たに、純費用方式と⑪ (A. 控除方式 B. 重点価額方式) を採用した。
12. 日米貿易協定における米国側実施区分「A」は、関税の⑫ (A. 即時撤廃 B. 即時半減) を意味する。

13. RCEP では市場アクセスを改善し、貿易取引に関する幅広い分野のルールを整備しており、⑬ (A. 物品貿易のみが B. 物品貿易のほか投資関連についても) 協定の対象となっている。
14. 日 EU・EPA で用いられる HS コードは、⑭ (A. 2012 年版 B. 2017 年版) を採用している。
15. TPP11 で用いられる HS コードは、⑮ (A. 2012 年版 B. 2017 年版) を採用している。
16. 日英 EPA は⑯ (A. 2020 年 12 月 B. 2021 年 1 月) に発効した。
17. 日本から米国への輸出に際して事前開示制度を利用する場合の照会先は⑰ (A. 日本税関 B. 米国税関) である。
18. 日本での発効済み EPA のうち、⑱ (A. 認定輸出者自己証明制度 B. 自己証明制度 (自己申告制度)) を採用しているものは、日メキシコ EPA、日スイス EPA 及び日ペルー EPA である。
19. 日本と初めて EPA を締結した国は⑲ (A シンガポール B. マレーシア) である。
20. 日本が初めて自己証明制度 (自己申告制度) を採用した EPA は⑳ (A. 日タイ EPA B. 日オーストラリア EPA) である。

【 問題 3 / 語群選択式 】 各 3 点×10 題 30 点 (10 分)

次の文章の①～⑩の ( ) 内に入る最も適切な語句を下記の語群より選び、その記号をマークしなさい。

1. EPA 活用のプロセスにおいて、まずは EPA 税率を適用する物品の ( ① ) を特定する必要がある。2 つ以上の ( ② ) に属するとみられる場合の物品の所属は、( ③ ) 記載している ( ② ) が、( ④ ) 記載をしている ( ② ) に優先する。該当するとみられる ( ② ) がなく、所属を決定できない物品は ( ⑤ ) 物品が属する ( ② ) に属するものとみなす。
2. ボルト、ナット等、( ⑥ ) のある原産材料と非原産材料が物理的に混在して保管されている場合、一般的に認められている会計上の ( ⑦ ) 方式を用いればよい。一般的な ( ⑦ ) 方式として、先に搬入したものから使う ( ⑧ ) 方式、後に搬入したものから使う ( ⑨ ) 方式、各々の在庫の割合に応じて使う ( ⑩ ) 方式がある。

< 語群 >

(a) 類	(m) 後入れ先出し
(b) 項	(n) 按分
(c) 号	(o) 平均
(d) 一般的な	(p) 均等
(e) 原則的には	(q) 在庫管理
(f) 特殊性	(r) 最も特殊な限定を
(g) 代替性	(s) 最も類似する
(h) 個性	(t) 最も原始的な
(i) 財務管理	(u) 重点価額
(j) 複式簿記	(v) JIS コード
(k) 先入れ先出し	(w) HS コード
(l) 後入れ後出し	(x) HTS コード

【 問題 4 / 選択式 】 各 3 点×15 題 45 点 (15 分)

次の各問いについて選択肢から答えを 1 つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. 次の EPA のうち、「拡張累積制度」を採用しているものはどれか。
  - A) 日米貿易協定
  - B) 日英 EPA
  - C) 日 EU・EPA
  
2. 次の EPA のうち、原産地手続における原産品申告書の作成者を輸入のみに限定しているものはどれか。
  - A) 日米貿易協定
  - B) 日英 EPA
  - C) 日 EU・EPA
  
3. 次の EPA のうち、原産地手続において第三者証明制度のみを採用しているものはどれか。
  - A) 日 ASEAN・EPA
  - B) 日スイス EPA
  - C) TPP11
  
4. 次の原産地手続のうち、日シンガポール EPA で採用されているものはどれか。
  - A) 自己証明制度
  - B) 認定輸出者自己証明制度
  - C) 第三者証明制度
  
5. 日本において、認定輸出者を認定するものは、次のうちどれか。
  - A) 日本商工会議所
  - B) 税関長
  - C) 経済産業大臣

※ 設問 6～8 は以下の繊維製品（製品甲、製品乙及び製品丙）の製作過程に関する表を見て答えなさい。

加工工程等	製品甲	製品乙	製品丙
原料（綿）の原産国	インド	インド	インド
紡績を行った国	インド	インド	ポーランド
製織を行った国	英国	ポーランド	ポーランド
裁断・縫製を行った国	日本	日本	日本

※いずれの製品も日本から輸出するものとする

6. 日 EU・EPA を利用して EU へ輸出することができる製品は次のうちどれか。

※いずれの製品も、日 EU・EPA における PSR は 2 工程ルールとし、累積を前提とする

- A) 製品甲、製品乙及び製品丙
- B) 製品乙及び製品丙
- C) 製品丙のみ

7. 日英 EPA を利用して英国へ輸出することができる製品は次のうちどれか。

※いずれの製品も、日英 EPA における PSR は 2 工程ルールとし、累積を前提とする

- A) 製品甲、製品乙及び製品丙
- B) 製品甲及び製品乙
- C) 製品甲のみ

8. 日 EU・EPA において、製品に用いられた糸が EU 原産であると認められる製品は次のうちどれか。

- A) 製品甲
- B) 製品乙
- C) 製品丙

※ 設問 9～11 は以下の繊維製品（産品丁）の製作過程に関する表を見て答えなさい。

産品丁の	紡績を行った国	製織を行った国	裁断・縫製を行った国
作業工程	ニュージーランド	ベトナム	ベトナム

9. 産品丁を日本からカナダに輸出する場合、適用を検討すべき EPA は次のうちどれか。  
※産品丁の PSR はいずれの EPA においても 2 工程ルール(ファブリックフォワード)が採用されているものとする
- A) TPP11  
B) 日 ASEAN・EPA  
C) 日 EU・EPA
10. RCEP が発効した場合、RCEP を利用して産品丁を日本から輸出できる国は次のうちどれか。
- A) 英国  
B) インド  
C) 中国
11. 次の記述のうち、正しいものはどれか。  
※産品丁の PSR はいずれの EPA においても 3 工程ルール(ヤーンフォワード)が採用されているものとし、累積規定の適用を前提とする
- A) 産品丁をベトナムから日本に輸入する場合、TPP11 協定税率を適用することができる。  
B) 産品丁をベトナムから日本に輸入する場合、日 ASEAN・EPA 協定税率を適用することができる。  
C) 産品丁をベトナムから日本に輸入する場合、日ベトナム EPA 協定税率を適用することができる。

※ 設問 12～15 は以下の枠内の記述を読んで問いに答えなさい。

日本で生産した製品 A を日 EU・EPA の税率を使ってイタリアに輸出しようとしている。  
内訳は以下のとおりである。付加価値基準で原産性を判断したい。

製品 A の PSR : 付加価値基準 (RVC : 55%以上 もしくは Max NOM : 50%以下)

部品 E の PSR : 付加価値基準 (RVC : 55%以上 もしくは Max NOM : 50%以下)

・ 製品 A の輸出価額

FOB 価額 : 390 万円

EXW 価額 : 380 万円

・ 製品 A の費用の内訳

・ ドイツから輸入した部品 B (完全生産品) : 120 万円

・ 英国から輸入した部品 C (完全生産品) : 100 万円

・ ベトナムから輸入した部品 D (完全生産品) : 70 万円

・ 日本で生産した部品 E : 75 万円

【国内で加工した材料】

・ 中国から輸入した原料 (完全生産品) : 25 万円

・ 国産の材料 (完全生産品) : 20 万円

・ 国内付加価値 : 30 万円

・ 国内付加価値 : 15 万円

12. 次の記述のうち、正しいものはどれか。

A) RVC 方式は積上げ方式による計算方法である。

B) RVC を計算する際の製品の価額ベースは EXW 価額である。

C) Max NOM を計算する際の製品の価額ベースは EXW 価額である。

13. 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A) 部品 E の VNM の値は 200,000 である。

B) 部品 E の VNM の値は 250,000 である。

C) 部品 E の VNM の値は 450,000 である。

14. 産品 A の原産性判断について次の記述のうち、正しいものはどれか。

※なお、累積規定を適用するものとする

- A) 累積規定を適用することにより、RVC 方式及び Max NOM 方式でも産品 A の原産性は認められる。
- B) 累積規定を適用することにより、RVC 方式及び Max NOM 方式でも産品 A の原産性は認められない。
- C) 累積規定を適用することにより、RVC 方式では原産性が認められないが、Max NOM 方式では原産性が認められる。

15. 産品 A の原産性判断について次の記述のうち、正しいものはどれか。

※なお、累積規定を適用するものとする

- A) 部品 E に「ロールアップ」を適用した場合、RVC 方式及び Max NOM 方式でも産品 A の原産性は認められる。
- B) 部品 E に「ロールアップ」を適用した場合であっても、RVC 方式及び Max NOM 方式でも産品 A の原産性は認められない。
- C) 部品 E に「ロールアップ」を適用した場合、RVC 方式では原産性が認められないが、Max NOM 方式では原産性が認められる。